

国民年金保険料の免除・納付猶予申請について

令和元年度分（令和元年7月分～令和2年6月分）の国民年金保険料免除・納付猶予申請の窓口受付を 7月1日（月） から開始します。

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが難しい場合、未納のままにしないで、保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをしてください。

なお、**前年所得（平成30年中の所得）の審査があります**ので、**所得申告が必要となります**。

★平成30年度分（平成30年7月分～令和元年6月分）の免除申請において、
保険料の一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が承認された方や、失業等を申請理由とされた方は、新たに申請書を提出しなくてはなりません。

★学生の方は、この制度を利用できません。
「学生納付特例制度」をご利用ください。

平成28年度分の申請から 納付猶予制度の対象年齢が50歳未満に拡大されました。

納付猶予制度の対象者について、平成27年度分の申請までは「30歳未満」となっていましたが、**平成28年度分**の申請から、納付猶予を申請できる年齢が「**50歳未満**」になりました。
令和元年度分についても、引き続き「50歳未満」の方が申請できます。

所得審査対象者と所得基準

- ① 全額免除・一部免除の場合
所得審査対象者：申請者本人・申請者の夫または妻（別居中含む）・世帯主

免除の種類	所得基準 (申請年度の前年所得が、以下の計算額の範囲内であること)
全 額 免 除	(扶養親族等の数 + 1) × 35 万円 + 22 万円
4 分 の 3 免 除	78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半 額 免 除	118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4 分 の 1 免 除	158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

- ② 納付猶予の場合
所得審査対象者：申請者本人・申請者の夫または妻（別居中含む）

所得基準：(扶養親族の数 + 1) × 35 万円 + 22 万円